第４　その他製造過程の管理の高度化に関する重要事項

１　総合衛生管理製造過程承認制度との関係

食品衛生法第13条の規定による総合衛生管理製造過程承認制度の対象として指定された食品を製造又は加工する事業者で、食品の製造過程の管理の高度化を図るための施設の整備を行ったものは、同条第１項に規定する総合衛生管理製造過程を実施し、同項に規定する申請を行い、その審査を受けることが望ましい。

２　負担の軽減への配慮

指定認定機関は、高度化基準の作成に当たり、製造過程の管理の高度化を図るための施設の整備が過度の製造コストの増大につながることのないよう留意することが望ましい。

３　事業者への普及啓発と人材の育成の推進

製造過程の管理の高度化に関する普及啓発と専門的知識を有する人材の育成が重要であることから、指定認定機関による啓発用パンフレット作成や講習会の開催などを推進することとする。

４　技術開発等の推進

多品種少量生産を行う事業者や事業規模の小さい事業者等においても製造過程の管理の高度化に取り組めるよう、我が国の食品製造業の実情を踏まえて、技術開発及びその普及並びに情報収集及びその提供を推進することとする。

５　農林畜水産物の生産者との連携

製造過程の管理の高度化に当たっては、安全で良質な原料農林畜水産物の確保が重要であることから、原料農林畜水産物の生産者との連携に配慮しつつ、推進することとする。

６　輸出促進に資する取組

我が国の食品の輸出を促進するため、国は、国内の食品の安全性を向上させる取組を推進するとともに、輸出先の国又は地域が輸入品に求める衛生管理又は品質管理に関する基準等の情報収集及びその提供、当該基準等に適合していることの認定等のための体制の整備並びに事業者における従業員教育や施設整備に対する支援を行うこととする。

○厚生労働省・経済産業省・環境省告示第四号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第八項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十五年十二月二十日

厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第２条第５項の規定に基づき、優先評価化学物質として指定した化学物質の名称	官報整理番号
142	チオシアン酸銅（Ⅰ）	(1)―129
143	炭化ケイ素	(1)―174
144	二塩化ニッケル（Ⅱ）	(1)―242
145	三酸化クロム（Ⅵ）	(1)―284
146	ビス（スルファミン酸）ニッケル（Ⅱ）	(1)―393
147	二塩化酸化ジルコニウム	(1)―639
		(1)―648
148	硫酸ニッケル（Ⅱ）	(1)―813
149	３―クロロプロペン（別名塩化アリル）	(2)―123
150	２―イソブトキシエタノール	(2)―407
		(2)―2424
151	アリル＝ヘプタノアート	(7)―97
152	２，２′，２″―ニトリロ三酢酸のナトリウム塩	(2)―759
153	*N*―［３―（ジメチルアミノ）プロピル］ステアルアミド	(2)―1277
		(2)―2509
154	クロロベンゼン	(2)―2521
155	*p*―トルイジン	(3)―31
156	クレゾール	(3)―186
		(3)―499
157	４―（１，１，３，３―テトラメチルブチル）フェノール	(4)―57
158	*N*―メチルカルバミン酸２―*sec*―ブチルフェニル（別名フェノブカルブ又はＢＰＭＣ）	(3)―503
159	ナトリウム＝３，５―ジクロロ―２，４，６―トリオキソ―１，３，５―トリアジナン―１―イド（別名ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム）	(3)―2211
160	２―*tert*―ブチルアミノ―４―シクロプロピルアミノ―６―メチルチオ―１，３，５―トリアジン	(5)―1043
161	アクリル酸重合物のナトリウム塩	(5)―6110
162	コールタール	(6)―901
163	コールタールピッチ	(9)―1741
		(9)―1744

○厚生労働省・経済産業省・環境省告示第五号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき指定をした、次の優先評価化学物質の指定を取り消したので、公示する。

平成二十五年十二月二十日

厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第２条第５項の規定に基づき、優先評価化学物質として指定した化学物質の名称	官報整理番号
120	トリナトリウム＝２，２′，２″―ニトリロトリアセタート	(2)―1277
127	*o*―クレゾール	(3)―499
		(4)―57

○農林水産省告示第三千九十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十二月二十日

農林水産大臣　林　芳正

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

１　品種登録の番号　第22896号
２　品種登録の年月日　平成25年12月20日
３　登録品種の属する農林水産植物の種類
Castanea Mill.
４　登録品種の名称　武葉里（むはり）
５　育成者権の存続期間　30年
６　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
水口武
千葉県千葉市緑区大膳野町４―36
７　出願公表の年月日　平成23年７月26日

１　品種登録の番号　第22897号
２　品種登録の年月日　平成25年12月20日
３　登録品種の属する農林水産植物の種類
Leptospermum J. R. Forst. & G. Forst.
４　登録品種の名称　愛夢（あいゆめ）
５　育成者権の存続期間　30年
６　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
吉田政男
愛知県知多郡美浜町大字奥田字儀路322―1
７　出願公表の年月日　平成23年８月19日